

富士北麓駐車場指定管理者募集要項等に関する質問への回答(第2回目)

No.	質問内容	回答
1	富士北麓駐車場においてコード決済を活用できるのはマイカー規制期間中の駐車料金徴収のみだが、指定管理者の出納には計上されない「駐車料金」=「公金」に対し、差し引かれた手数料を指定管理者が補填するという行為に矛盾が生じていると思うが、本件についてどのように考えればいいのか。	県では、全庁的に指定管理施設へのキャッシュレス決済導入を推進していく方針を決定しております。 この方針に基づき、使用料及び利用料金が直接県に納付される施設についても、キャッシュレス決済を導入することを前提として委託料の基準額を積算しているため、委託料の中でご対応いただくこととなります。
2	山梨県が有するすべての指定管理施設にコード決済の導入が検討されており、足並みそろえて導入開始をするためにこのような矛盾が生じるのであれば、「例外」も視野に入れて再検討すべきかと思うが、考え方を教えてほしい。	利用者の利便性向上、感染症対策のため、原則として全施設に導入することとしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。
3	先般、世界遺産センターの説明会に参加させていただいたが、2階のカフェに関してはコード決済が免除されているとのことであった。どのような判断基準で免除が認められているのか。	原則として全施設にキャッシュレス決済を導入することを求めておりますが、駐車料金や入館料・観覧料といった使用料及び利用料金を対象としており、カフェについてはその対象外となります。 ただし、利用者の利便性向上のため、指定管理者が自主的にキャッシュレス決済を導入していただくことは可能です。